

福井市新しい総合事業に関するQ&A(H28. 12. 20)

No.	分類	項目	質問	回答	発出日
1	全般・共通	訪問・通所	同一人物に対して、通所型サービスでは予防給付相当を利用し、訪問型サービスではA型サービスを利用することはありえるのか。	認知症がない場合などで、通所型サービスでは入浴介助を受けて入浴し、訪問型サービスでは買物代行や調理代行だけ利用する場合など、同一人物に対する通所型サービスと訪問型サービスで予防給付相当とA型を使い分けるケースもあり得る。	H28.12.20
2	訪問型サービス	サービスの併用	入浴などの身体介護で週1回、掃除・洗濯で週1回サービスを実施する場合には、2回とも予防給付相当サービスとなるのか、掃除・洗濯はA型サービスとなるのか。	掃除・洗濯を単に代行するだけならば、掃除・洗濯についてはケアプラン上A型サービスと位置付け、入浴介助は予防給付相当サービスとなり、併用することになる。	H28.12.20
3	訪問型サービス	人員配置	現在、介護予防訪問介護と訪問介護の指定をされているが、総合事業のA型サービスと訪問型予防給付相当サービスを含めて、訪問介護員等を常勤換算で2.5以上でよいのか。	介護福祉士又は介護職員初任者研修等修了者であれば、A型サービスと訪問介護・訪問型予防給付相当サービスの兼務は可能である。ただし、介護給付・予防給付相当サービスの人員基準条件「常勤換算で2.5人以上」の計算を行う場合には、兼務職員のA型での勤務時間を含めることはできない。	H28.12.20
4	通所型サービス	設備の共有	現行の通所介護の設備をA型サービスと共有することは可能か。それとも、場所を区切ったり、別室でA型サービスを実施する必要があるか。	現行の通所介護とA型サービスを同じ設備(部屋)で行うことは面積要件(3㎡×利用定員×通所介護・予防給付相当・A型を合わせた定員)を満たし、利用者の処遇に影響がない限り可能である。ただし、別室を用意したり、場所を区切ったりすることなく同じ設備(部屋)で一体的に実施する場合には、プログラムを変えるなど現行の通所介護や予防給付相当の利用者に影響がないようにする必要がある。	H28.12.20
5	通所型サービス	サービス提供曜日	通所型A型サービスでは、曜日を限定して実施することは可能か。	可能である。ただし、利用者等に対してその提供曜日を明示し、同意をえる必要がある。	H28.12.20
6	通所型サービス	単位数の算定について	(資料2、7P・14P) 要支援2の利用者が月5回未満の利用の場合、どのサービス区分を利用すべきか。要支援者はその要支援度により、サービス費を区分し、事業対象者はその利用回数でサービス費を区分するということがよいのか。	予防給付相当サービスを例にすると、要支援2の人は月4回までの利用の場合でも、「二通所型サービス費2回数 389単位」を利用し、389単位×4回で請求することになる。事業対象者は、ケアマネジメントにより、週1回程度の利用が適当であると判断された場合には「ハ通所型サービス費1回数378単位」を利用し、週2回程度の利用が適当であると判断された場合には「ハ通所型サービス費2回数389単位」を利用するということがよい。 また、A型サービスも同様の考え方とする。	H28.12.20
7	通所型サービス	単位数の算定について	(資料2、7P・14P) ケアマネジメントにより、週1回の利用となった利用者の月の利用回数が、決まった曜日の利用の場合には月4回と月5回のケースが出てくる(週2回の利用の場合には、月8回と月9回のケースが出てくる)が、その場合月によってサービス区分を変更することになるのか。	予防給付相当サービスを例にすると、週1回の利用者が月4回の月は、「ハ通所型サービス費1回数378単位」を利用し、378単位×4回で請求し、月5回の月は「イ通所型サービス費1 1,647単位」で請求する。同様に、週2回の利用者が月8回利用した月は「二通所型サービス費2回数 389単位」を利用し、389単位×8回で請求し、月9回の月は「ロ通所型サービス費2 3,377単位」で請求する。 また、A型サービスも同様の考え方とする。	H28.12.20
8	通所型サービス	単位数の算定について	(資料2、7P・14P) 予防給付相当サービスを利用し、月5回利用予定の利用者が、利用者の都合により1回休んで月4回の利用となった場合には、予定通り「イ通所型サービス費1 1,647単位」で請求すればよいのか。	本市ではサービス1回あたりの請求を原則としており、イレギュラーに月5回の利用となった場合に、月額単価を用意している。そのため、月4回の利用になった場合には原則通り「ハ通所型サービス費1回数 378単位」を利用して、378単位×4回で請求されたい。	H28.12.20
9	通所型サービス	事業所番号	現在、通所介護及び介護予防通所介護事業所の指定を受けているが、予防給付相当サービス及びA型サービスの指定を受ける場合、事業所番号は現行の番号と同じでよいのか。	同じ事業所番号を利用することができる。	H28.12.20
10	通所型サービス	入浴サービスの実費徴収	通所型A型サービスの利用者で入浴希望のある利用者に対して、実費を徴収することは可能か。	通所型A型サービスで入浴サービスの実施を必須とはしていないが、A型サービスでも入浴介助を必要としないで入浴サービスを利用することはありえるため、実費を徴収することは想定していない。	H28.12.20
11	通所型サービス	各種様式	通所型A型サービスに関する個別サービス計画書など各種様式は市から提示されるのか。	市からは参考様式も含め、提示する予定はないため、これまで各事業所で使用されている計画書等の様式を利用し、一部記載を省略するなどして対応されたい。	H28.12.20
12	通所型サービス	短期集中予防サービスの実施回数について	「通所とアセスメント等を目的とした訪問を組み合わせで最大14回を上限とする」とあるが、通所のみ14回を実施するのは可能であるか。通所と訪問を必ず行う必要があるのか。	短期集中予防サービスは、短期集中的に専門家が関わることで、生活機能の低下要因を探り、利用者の個性に応じたプログラムを実施することにより、生活機能の維持、向上を目的とするサービスである。本サービスにおいて、訪問は必須としないが、本目的を達成するために、単に心身機能にだけアプローチするのではなく、居宅等の生活環境を踏まえ、必要性を判断し、訪問も組み合わせで実施していただきたい。	H28.12.20

No.	分類	項目	質問	回答	発出日
13	介護予防ケアマネジメント	サービスの決定	従来の予防給付相当のサービスの判断はいつ、誰がするのか。 また、既にサービスを利用している人は、そのサービスが必要ということで利用していると思われるが、継続如何等について判断基準を具体的に示して欲しい。	サービスの決定は、従来どおり介護予防ケアマネジメントの過程で行い、その際には介護予防ケアマネジメントマニュアル(案)(H28.11.28説明会の資料5)にあるように、「福井市版アセスメントシート」(別表1)、「興味・関心チェックシート」(別表2)、「介護予防ケアマネジメントにおける課題と目標の例」(別表3)、「サービスの対象となる対象者の考え方」(別表4)等により総合的に判断していただきたい。	H28.12.20